

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 8 年 8 月 7 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 件名	総合環境センターで発生したスクラップ類売却に係る単価契約
(2) 仕様書	別紙のとおり
(3) 引渡し場所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内 秋田市総合環境センター指定場所
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和 8 年12月25日まで
(5) 予定価格	1 kg当たりの単価 39.0円（税抜）
(6) 入札参加要件	① 令和 8 ～10年度秋田市物品業者登録名簿に登録されている者のうち、「古物類」の業種で登録されていること。 ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者であること。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
(7) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和 8 年 8 月 7 日（金）から令和 8 年 8 月20日（木）まで （ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）
受 付 時 間	午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
受 付 場 所	秋田市役所本庁舎 3 階 環境総務課

(8) 指名通知等	令和 8 年 8 月 24 日（月）（予定）
(9) 入 札	
日 時	令和 8 年 9 月 2 日（水） 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所本庁舎 3 階 会議室 3－A
入札保証金	秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号。以下「規則」という。）第109条により入札保証金が必要となります。 金額や納付方法については、規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。（入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書を入札参加申込書と一緒に提出してください。）
(10) 契約日	令和 8 年 9 月 8 日（火）（予定）

2 現地確認について

- (1) 別添仕様書の売却するスクラップ類（以下「売買物品」という。）は現状有姿で売り払うものです。損傷や老朽等現状の確認を行った上で入札に参加してください。
- (2) 現地確認に当たっては、担当課の総合環境センター（以下「担当課という。」）へ電話で連絡の上、確認の日時等を決定してください。
- (3) 確認期間は入札参加申込受付日から申込締切日前日（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）までとします。また、時間については、午前 9 時30分から正午までおよび午後 1 時から午後 4 時までとします。

3 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 入札保証金免除申請書（入保様式 1）

入札保証金の取扱いに係る説明書の 1 (2)に該当し、免除を希望する

場合のみ、次の必要書類を添えて提出してください。

a 1 (2) アに該当する場合

当該入札保証保険契約に係る保険証券の写し

b 1 (2) イに該当する場合

入札保証金免除申請書に記載した契約件名の契約書の写しおよび仕様書の写し(仕様書がない場合は業務の概要がわかるものの写し)

(ウ) 納税証明書(写し可)

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各納付書の写しでも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

イ アの(ア)および(イ)の様式は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している最新の様式を使用してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者にEメールで指名通知をします。入札保証金の有無(免除申請の結果)についても、指名通知に記載します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、Eメールで選定結果を通知します。

(3) 入札について

ア 応札の際は、規則を遵守してください。また、仕様書および個人情報取扱特記事項の内容を確認し、了承のうえ、入札に参加してください。

※ 入札書および委任状等は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している最新の様式を使用してください。

イ 入札書には、売却重量1 kg当たりの単価(税抜)を、入札金額の欄に記載してください。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があると

きはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

エ 落札者は、有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格の入札を行った者とします。

オ 落札となるべき同額の入札が2者以上あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

4 搬出に関すること

落札者(以下「契約者」という。)は、仕様書および次の事項を遵守してください。手続にあたっては、担当課へ必ず事前連絡を行うこととします。

ア 契約締結後、契約者は、売買物品の取扱いについて担当課へ確認し、搬出および各手続の日時等について申し合わせてください。

イ 搬出期限は、1(4)に規定する令和8年12月25日(金)までとします。

ウ 契約者は、期限までに売買物品を搬出してください。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこととします。そのほか、搬出に必要な重機、車両等の手配、積込みおよび搬出に係る費用についても、全て契約者が負担するものとします。なお、重機、車両等の手配が完了次第、担当課へ報告の上、その承認を得てください。

エ 計量方法については、仕様書に記載のとおりです。

5 危険負担

売買物品の積込み作業開始後、本市の責めに帰すことができない理由により、売買物品が亡失又は毀損した場合は、本市はその責めを負わないものとします。

6 契約不適合責任

搬出後、引き渡された売買物品の種類、品質、数量に関し、契約が不適合であることを理由として契約金額の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができないものとします。

7 代金の納入について

- (1) 売買代金は、契約単価（税込）に売買物品を計量した総重量を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- (2) 売買物品の搬出完了後、契約者は、本市が発行する納入通知書により、定められた納入期限までに売買代金を支払わなければなりません。
- (3) 契約者は、売買代金の納入完了後、領収書の写しを環境総務課へ提出してください。

8 所有権の移転について

所有権は、売買代金の完納確認後に移転するものとします。

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出および入札に関する問合せ先
秋田市環境部環境総務課 総務担当
電話 018-888-5702 Eメール ro-evmn@city.akita.lg.jp
- (4) 仕様書の内容等に関する問合せ先
秋田市環境部総合環境センター 施設担当 電話 018-839-4816